

日本共産党宮城県議会議員団のふなやま由美です。通告に従い、代表質問を行います。

大綱【1】国政の重要課題に関する知事の政治姿勢について伺います。

今議会は直前まで総選挙が行われるなど、異例の幕開けとなりました。高市政権は防衛費を2027年度までの5か年でGDP比2%へ引き上げるこれまでの方針を変え、今年度内に11兆円を計上し、2年間も前倒しました。長射程ミサイル、極超音速誘導弾、小型攻撃ドローン、無人潜水艦などの配備にあてる計画です。

昨年10月の日米首脳会談で、首相は日本が主体的に防衛力強化と防衛費増額に取り組む決意を米国に伝え、トランプ大統領は「米国の防衛装備品を調達していることに感謝を申し上げる」と語っています。

さらにトランプ大統領は日本の防衛費をGDP比3.5%はおろか5%を日本に求めるとされ、その額は実に30兆円です。閣議決定された26年度予算と比較すると、教育費の約6.5倍、食料安定供給費の約23倍、中小企業支援の約176倍に相当するあまりにも異常な金額です。

どんどん大軍拡優先をすすめれば、医療、福祉、教育、第一次産業や中小企業支援などに充てるべき国からの予算が抑制され、県民生活も生業も押しつぶされてしまうのではないですか。知事のご所見を伺います。

政府は、防衛予算の財源の一部として、1兆円を超える大増税を計画しています。26年度から「防衛特別法人税」を導入、段階的にたばこ税増税が実施されます。

さらに政府は、復興特別所得税額2.1%を1.1%へ引き下げ、「防衛特別所得税」を創設する法案を提出しようとしています。復興特別所得税の課税期間は2037年までとするものを2047年までに10年間も延長し震災復興に使うべきお金の半分弱を軍拡財源に流用し、増税を押しつけるなどもってのほかです。

軍拡のための増税はすべきではないと国に求めるべきです。知事、いかがですか。

今年に入り王城寺原演習場では大規模な実働演習が2度にわたり実施されました。1月16日から19日にかけて、国内ではじめての「多国間空挺演習」が行われ、自衛隊から約390名、米軍約180名、英軍約10名、それ以外の国からも武官が参加しました。航空機からの落下傘訓練、地上戦闘訓練を実施しています。

同演習場では1月28日から2月5日まで沖縄県の負担を軽減する名目で、5年連続で155ミリ榴弾砲の実弾射撃訓練が行われました。約260名が参加し車両約40両、砲数6門を使用し、初めての対装甲車両火器が使用されるなど訓練内容は激しさを増しています。

大和町・大衡村・色麻町・宮城県で構成する王城寺原演習場対策協議会は「他地域において、軍用機の事故や軍人等による事件・事故が発生していることから、地域住民の不安感が高まっている」「使用する火器の追加について、更なる地元の負担が見込まれている」との要望書を防衛大臣あてに提出しました。

また協議会では、重火器の使用と訓練拡大への不安が述べられましたが、結局、1月15日の協議会で「実施はやむをえない」との判断となり、なし崩し的に訓練が行われたことは極めて問題です。

自治体、住民に負担を押し付け、県民の平穏な暮らしを脅かし、戦争する国づくりのための一連の訓練について、中止を求めるべきです。知事いかがですか。

2月5日に県が主催し、東北地方整備局の参加のもと「特定利用港湾に関する関係市町担当課長会議」が「夢メッセみやぎ」で開かれました。市町職員からインフラ整備に関する質問とともに、観光や漁業・藻場の整備への支障を懸念する声や関係する住民と国民の理解が不可欠との意見が出され、その後、一般傍聴者の質疑が行われました。県民からは「訓練と称して護衛艦など軍艦が配置されるのはおかしい」「仙台塩釜港を軍事利用する戦争訓練はしないでほしい」「住民説明会を開催すべきだ」と次々と厳しい意見が出されました。防衛省参加のもと、県民の意見を聞く説明会を開催すべきです。お答えください。

「特定利用空港・港湾」の指定について、県は県議会本会議や建設企業委員会で「特定利用空港・港湾の指定はあくまで平時を想定したもので、有事の際は特定公共施設利用法が適用されるので、有事とは別物だ」という旨の答弁をしていますが、当日、参加者に配布された説明資料の1ページ目には、22年12月に策定した国家安全保障戦略で「総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため」と書かれており、まぎれもなく軍事利用のために、平時からの軍事訓練ができるようにするための指定に他なりません。

第二次世界大戦後に戦争の反省を踏まえた日本国憲法が制定され、その後1950年に成立した港湾法で戦争時に国による直轄管理で兵站基地化した反省を踏まえて、港湾管理者は地方自治体が担うように規定されました。港湾管理者として県は仙台塩釜港の特定利用港湾指定は認めないと国に言うべきです。いかがですか。

大綱【2】 新年度予算と県民の暮らしを支える提案について伺います。

知事は臨時記者会見の席上、新年度予算について「集大成に向けた成長『実』現予算」と命名し、『富県宮城』という大きな果実を实らせるべくさらなる成長を実現したい」と語り、大企業応援の富県戦略にしがみついています。重点項目の人口減少対策に72億円を計上しましたが、中身を見れば結局、約28億円は企業立地奨励金です。

重点項目に掲げたわりには、約 39%の予算しかなく、人口減少対策に本腰を入れたと胸をはって言えるのでしょうか。

本県の25年度末までの企業立地奨励金の総額は372億円にのぼり、トヨタ関連企業には188億円を交付しています。結局は「富むところをもっと儲けさせる」やり方であり、あらためるべきです。

25年の帝国データバンク仙台支社がまとめた本県の倒産件数は160件と東北で最も多く、金利上昇で金融機関の審査が厳しく借入れが困難になっています。

物価高と人手不足の中、資金繰りに苦しみながら必死に地域の経済と雇用を支え踏ん張っている中小・小規模事業者への支援が必要ではないでしょうか。

宮城県の企業の99.8%を占める中小企業等にもっと手厚い予算配分があってしかるべきです。お答えください。

中小企業への抜本的な支援策を強めるとともに、物価高に負けない中小企業への賃上げ支援策に踏み出すべきです。茨城県では、それまでは国の業務改善助成金に県補助を上乗せする制度だったものから、賃上げの直接支援へと発展させています。

大井川知事は昨年の当初予算の目玉に掲げ「どの業界も人材が足りない、採用できない、仕事がこなせない状況だが、賃上げせずにそれを解消しようというのはあり得ない。直接的な支援策じゃないと経営者側に響かない」と述べ、強い意気込みが感じられます。

茨城県は昨年2月に「経済団体会員企業における最低賃金近傍の労働者の実態調査」を行った結果、従業員数が100人から299人の比較的規模の大きな企業よりも、10人未満や10人～99人までの小さな事業者の方が賃金を引き上げている実態が浮き彫りになりました。

経営難の中でも最賃ギリギリでは人が来てくれず、少しでも金額を引き上げる努力と苦悩があらわれています。

本県でも県内中小企業の労働者の賃金実態について調査を行い、中小企業への賃上げ直接支援を決断することを求めます。いかがですか。

知事が重点に掲げた「結婚・出産・子育て支援の主な取り組み」には約12億円計上、「若者・女性に選ばれる宮城をつくる取り組み」には企業立地奨励金を除けば、わずか3億2千万円しか組み立てられず、これでは県民の願いに十分にこたえられません。

深刻な物価高に直面する中で若年層の経済的負担の軽減や安心の雇用、子育て・教育の充実で、本当に「宮城に生まれ宮城に住んで良かった」と県民が実感できる県政実現への知事の『本気度』が問われています。以下の点について求めます。

第1に円安の影響は住宅ローンや奨学金返済の利率上昇をまねき、働き盛り世代や若年層を一層、苦しめています。大学の学部生の多くが利用する利子付き奨学金額は、平均336万円ですが、「利率固定方式」でみると22年3月に約0.4%だった利率が、今年1月には約2.5%

の利率となり返還総額が427万円へと91万円も跳ね上がります。

「利率見直し方式」では21年3月の卒業生は、卒業当時0.004%だったものが26年3月以降は1.300%へと、わずか5年間で325倍になっており、私も驚いています。

- ① 円安により急上昇する異常な利率に対して、奨学金返済にあたっての負担軽減策を国に求めること、また②県独自の給付型奨学金制度をつくること③宮城の未来を支える世代が安心して宮城で働き続けられるよう「ものづくり産業」に限定している奨学金返還支援制度の対象を、他産業にも拡大すべきです。あわせて、お答えください。

第2に子ども医療費助成は、県民の長年の運動により26年度から県内全ての市町村が18歳まで無料となります。昨年9月に宮城県市長会から「県の補助が大幅に乖離しているため、市町村の財政を圧迫している」として県に対象拡大を求める要望が出され、宮城県町村会からも同様の要望書が出されています。

県の試算では、現行就学前までとしている県の2分の1の支援を、対象年齢を12歳まで拡充した場合は7億5800万円の追加、15歳までの場合では12億5600万円、18歳までの場合では17億5400万円をそれぞれ追加すればできます。

いつまでも国がやるべきと言っているだけでなく、18歳までの拡充をめざし、1歩でも2歩でも県の対象年齢を拡充すべきです。いかがですか。

第3に国の学校給食費無償化がこの4月から実施となります。長年の県民の要求運動が政治を前に動かしたことを歓迎するものです。国の示す単価では不足するために、独自支援を上乗せする市町村もあります。中学校にも対象を拡大するために必要な予算は、県所管分だけで17億円あればできます。国待ちにならずに、思い切って県として中学校に対象を拡大すべきです。

第4に母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度は受給者が一旦、自己負担額を支払い、その後、自己負担相当額の助成を受ける償還払いとなっており、受給者の経済的負担が大きくなっています。

心身障害者医療費助成の場合、全国でほとんどの自治体が現物給付を導入しており、自動償還払いを除く完全な償還払いは、宮城県を含めてわずか3県のみです。母子・父子家庭医療費助成制度とあわせて、ただちに現物給付にすることをぜひ、知事の任期中に実施すべきです。

以上4点についておこたえください。

大綱【3】県民の命をまもる地域医療と病院再編問題について伺います。

先月、仙台赤十字病院と県立がんセンターを統合する新病院の基本計画が公表されました。基本方針には、断らない二次救急体制をめざすこと、安心・安全な出産ができる周産期医療の提供、がん患者を総合的に診療できる病院として良質かつ先進的ながん医療の提供をめざすと掲げています。病床数は400床で標榜診療科は35科としています。

現在、専門的治療が必要な希少ガン・難治ガンのほとんどの患者をがんセンターと東北大学病院で受け入れています。治療が難しく診療報酬体系では採算がとれない医療であり、県立がんセンターだからこそ安心の医療を提供してきました。今後はどう対応されるのでしょうか。患者が必要な医療を受けられない「がん難民」を生み出すべきではありません。東北大学との協議はどこまで進んでいるのか、お答えください。

緩和ケアは診断されたその時から、がん患者の身体的・精神的苦痛を取りのぞき、QOLを向上させ自分らしい生活を送れるようにするためのケアであり、がん拠点病院に不可欠な機能です。終末期に向かうケアを含め落ち着いた療養環境で患者家族に寄り添い、重要な役割を果たしてきた緩和ケア病棟は新病院ではなくなります。一般の病棟内で緩和ケアチームがバックアップするとしていますが、各科一般病棟で何床分確保し、どんな体制でどのようにケアするのか明らかではありません。本県がんセンターの緩和ケアの質が後退してはなりません。お答えください。

救急医療は、救急車台数は年間4000件を想定し、外来時間外の救急体制として内科系1名、外科系1名の医師を配置する、救急部門は時間内および時間外の救急搬送患者を対象とするとなっています。救急車が年間4000件であれば、一日10名程度の患者を受け入れる想定ですが、傷病者の発生により救急車が一度に何台も、連続して受け入れが必要な場合もあります。

24時間365日断らない救急医療をどのような体制をつくり対応するのか、伺います。

概算事業費は約486億円で、物価上昇の影響で当初の想定から186億円も増加しています。財源は地域医療介護総合交付金や国補助、県単独支援108億円としていますが、物価高の影響により、さらに高騰した場合の資金確保見通しをうかがいます。

給与費は1年目が74億6500万円、7年目以降80億円で医療費用の50%程度となっており、仙台日赤の給与単価を参考に過去の定期昇給を見込んで算出したとしていますが、医師や看護師、コメディカルスタッフの職種別の人数も明らかではありません。

また、仙台日赤の人件費の積算に関わる資料をもとめましたが、内部資料のため非公開とされているため、議会として妥当性を検討することができない問題があります。職員の継続雇用や処遇がどうなるのかも心配されます。2024年4月1日現在で職員数は二つの病院あわせ1263名ですが、統合新病院では850名へと413名も減らされてしまいます。

組合の交渉の席上では、「雇用確保の見通しが示されないことが、職員の人生設計に大きな影響を与えている」と訴えられています。県立循環器呼吸器病センターの廃止の際には、現に支給されている給与が下回らないようにする現給保障が6年間行われました。すべての職員の雇用と処遇を守ることを求めます。具体的な取り組みをお示しください。

仙台赤十字病院跡地の医療の提供について、県は地元町内会に説明をしていくとしていますが、地元の町内会長さんからは「移転まであと4年あまりしかない。病院を引きはがされる我々の医療を県はどう提供するつもりか、仙台市とも協議し責任を持つべきだ。県は日赤病院を利用する患者や県民に説明をすべきだ」と話しておられます。

基本計画ができたのですから、あらためて、県の責任で仙台赤十字病院、仙台市同席のもと説明会の開催を求めます。いかがですか。

県立精神医療センターの名取市内での建替えにあたり、精神保健福祉審議会では年度内に場所選定の意見をとりまとめたとしていました。しかし、12月の審議会では県による報告のみで、再度、当事者参加のもとに年度内に開催するとしていましたが、結局、開かれていません。

当事者や職員の意見をしっかりと反映させた計画を策定し、老朽化する県立精神医療センターの建替えを早期に進めるべきです。また、当事者の意見を県の施策に反映させるために、精神保健福祉審議会の当事者の人数は現在の1名から複数に増やすことをとめます。いかがですか。お答えください。

大綱【4】国民健康保険制度について伺います。

県内で、国保料（税）の値上げや滞納者が増加するなど、いのちと暮らしを脅かす事態が広がっています。そもそも国保に加入する世帯は所得の少ない方や年金生活者、中小零細事業者、非正規で働く方々が多いこと、平均年齢が高く医療が必要な方が多いという構造的な問題を抱えています。

23年度の県の市町村国保の一人当たりの平均所得（59万5千円）に占める平均保険料（90997円）の割合は15.3%にのぼり、法定軽減を受ける世帯は6割をこえています。

県内の事例では世帯年収400万円（所得278万円）で4人家族のケースで55万6990円となり、所得の2割もの保険料で、協会けんぽの2.7倍にのぼります。

負担能力をはるかに超える国保料（税）が県民に重くのしかかっている現状をどのようにとらえているのか、お答えください。

県は新年度から市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない「納付金ベースの統一」を行い、2030年に同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする「国保の完全統一」を目標とし、遅くとも2033年までの実現を目指す方針です。

市町村の実際の保険料率を、県がしめす標準保険料率にあわせると、大半の市町村の保険料が引き上げられることが危惧されます。

全国で最も早く完全統一をすすめた大阪府では、所得 200 万円で、49 歳夫婦と子ども 2 人の 4 人家族の場合、国保料は 45 万 6153 円となり、住民から悲痛な叫びがあがっています。

県内ではこの間、基金を取り崩し保険料の引き下げに充ててきた市町村も、基金が底をつき一気に保険料を引き上げたり、県の完全統一をみこし、激変緩和的に徐々に国保料を引き上げる市町村も生まれています。

このまま完全統一をすすめれば、今でも高すぎる保険料に苦しむ加入世帯を一層、おいつめることは明らかです。

県単位の完全統一方針を見直し、保険料（税）の算定は市町村ごとの設定を基本とすべきです。いかがですか。お答えください。

国保法第 77 条で「保険者は、条例又は規約で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる」とされています。仙台市では災害や失業による収入減少を対象とする場合に加えて、7 割、5 割、2 割の法定軽減のうち、2 割軽減となる世帯に上乘せする 4 割軽減や、所得基準を拡大し 2 割軽減とする独自減免を実施しています。県も第 77 条減免を活用し、国保に加入する県民の苦しみを取り除くために、市町村に働きかけることをとめます。いかがですか。

また、国保法第 44 条は災害や失業で収入が低下した場合に、医療費の窓口一部負担金の減免や徴収猶予を行う制度ですが、本県では、これまで、災害以外での減免は、ごくわずしか活用されていません。要件を緩和し、活用しやすい制度にすることを求めます。お答えください。

新年度の県の国保会計の見込みでは基金総額約 130 億円のうち、財政調整事業分は 91 億 8300 万円です。今回、前年度に比べ基金積立額を約 22 億円減額し納付金を引き下げる一定の努力は行いましたが、さらに基金を活用し市町村への納付金額を下げるべきです。いかがですか。お答えください。

新年度からの子ども子育て支援金として、さらに 1 世帯あたり年間 3300 円の負担増となります。18 歳未満の子どもの均等割がゼロになることは歓迎しますが、その分が 18 歳以上の加入世帯の負担となる制度設計は問題です。①県は決算剰余金を活用するなどして、子ども子育て支援金分を補填すること、②公費で負担すべきあり、国の財政措置を求めるべきです。お答えください。

国民皆保険制度がスタートした翌年の1962年当時、国の社会保障制度審議会では「低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は事業主負担相当額を国庫で負担する必要があり、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだ」と勧告しています。

構造的問題を抱える国保制度を根本から解決するために、かつて全国知事会が要求したとおりに、国に対して国保に1兆円の公費を投入し、協会けんぽ並みの保険料(税)にするよう強く求めるべきです。お答えください。

大綱【5】東日本大震災から15年を迎える本県の課題について伺います。

今年度末で国の「第2期復興・創生期間」が終わります。被災者に「節目」だからと支援を打ち切るとは許されません。心のケアや見守り、コミュニティ支援など、誰一人取り残されない復興は、よりその必要性を増しています。

日本共産党県議団は昨年4月、国会議員と連携し、復興庁や厚生労働省など9つの省庁に東日本大震災の復興および物価高騰対策の要望を取りまとめ交渉を行いました。政府は、各県からの要望も踏まえ、必要な支援を見極めていくと応じました。

その中で、2026年度は子どもの心のケアハウスが国と県の財政支援で継続できるようになったことを評価します。引き続き27年度以降の支援の継続を国に求めるとともに、県が実施すべきです。いかがですか。

25年の災害公営住宅での孤独死は52名となり、2014年から累計で433人です。県が被災者への健康調査を打ち切った後も宮城県民主医療機関連合会が災害公営住宅の健康調査を11年間、継続しています。直近の調査では、治療が必要な病気のある人は78.7%、体調が悪くても受診を我慢することが多い人は15.9%にのぼり、医療費の負担と物価高が重くのしかかっています。抑うつ状態を示すK6評価では、とりわけ経済的に困窮する方々がそれ以外の方々と比べ約3.8倍も高くなっています。

私が相談を受けた認知症の夫を介護する80代の女性は「以前は近くのスーパーまで歩いて買い物できたが、今は足が不自由で外出もできなくなって辛い」と話していました。

また、一人暮らしの方は「数日間、誰とも話をしていない。生きる意味があるのか」と涙ぐみ悩みを相談してくれました。自治会役員の高齢化や担い手が不足し、集会所もカギが閉まったままという団地もあり、コミュニティづくりが大きな課題です。

これまで全額国費で実施してきた被災地域福祉推進事業費2億4300万円余を廃止し、新たに被災地域福祉移行支援事業費として県費で2500万円を計上しました。国の支援が打ち切りになったもとでも、南三陸町で実施している介護保険法に基づく地域支援事業の中の任意事業等を参考に、市町村が行う支援に対して限度額を超えた分について、その4分の3を復興基金を活用して行う大切な支援と評価いたします。

被災者の見守り・相談事業は継続が何より大事です。今後も予算を確保し実施できるよう

市町村を支援することを求めます。いかがですか。お答えください。

被災者に国や県が市町村を通じて最大 350 万円を貸し付ける災害援護資金は県全体では約 2 万 4 千人に 409 億円が貸付られました。仙台市以外の状況では 31 市町村の 8,870 人に対する約 176 億円の貸付のうち、支払期日が到来した方の 75%となる 3003 件、金額では 32 億円が滞納せざるを得ない実態です。

援護資金の返済には免除制度があり、「死亡、破産、精神・身体への著しい障害等」により昨年 3 月末で 9.4 億円余が返済免除されました。

そもそも災害援護資金の貸付には所得上限があり、低所得者を対象にした福祉的側面を強く持った制度です。生活に困窮する低所得の方や一定額以下の年金収入のみで生活している方などに直ちに償還免除を認め、経済的負担から開放するとともに、債権管理を行う市町村の負担を軽減できるよう国に法令改正を求めるべきです。いかがですか。

被災した中小企業等への支援について、国が行う復興特区支援利子補給金は現在 60 者が活用していますが、新年度から福島県を除いて廃止となります。復興推進計画主体は県内市町村になりますが、本制度が終了となることで、県内事業者が困難に直面しないよう、県としてどのような手立てを行うのか、伺います。

東京電力福島第一原発事故で発生した放射能汚染廃棄物の処理について伺います。対象となる汚染廃棄物は 8000 Bq/kg 以下だった牧草や稲わらの農林系廃棄物と、減衰して 8000 Bq/kg を下回ったものです。保管市町村数および汚染廃棄物の推移と現在の保管状況をお示しく下さい。

県は 23 年度より汚染廃棄物の処理を加速するとして、市町の相談にのり、受け入れ可能な民間事業者の情報を提供するなど調整役を果たし、費用は国の補助金と特別交付税で全額賄われています。県は、責任主体は市町村にあるとしていますが、事実上、国と県の主導によって行われています。

市民団体による追跡調査の結果、加美町の汚染廃棄物の一部が福島県内の産廃処理業者により搬出され、福島県内で焼却処理していることが地元紙でも報じられました。風評被害を隠れみのに、住民にも議会にも明らかにせず、県外に廃棄物を押し付けることは、極めて問題です。

登米市では、2031 年度までに汚染廃棄物を農林地還元処理予定としていました。さらに、これまでは指定廃棄物だったものが再測定の結果、全て 8000 Bq/kg 以下に減衰したとして、26 年度と 27 年度の 2 か年で 2235 t 全量を農林業系廃棄物として、県外での処理を行う方針です。

環境省が作成した「放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金実施要領」では「市町村は本

事業の実施にあたり、破碎、裁断施設・焼却施設、最終処分場及び搬入路等の周辺住民の理解を得るものとする」と明記しています。

住民に知らせずに「合意」もとらずに、県外に搬出することは環境省の実施要領に反する取り扱いです。住民をないがしろにし「安全」なのかどうかをモニタリングしデータもとらずに県外処理をすすめることは極めて問題であり、進めるべきではありません。いかがですか。このことを最後に伺って、壇上での質問いたします。

(10088字)